

令和5年度 第3回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和5年5月19日（金） 午後1時30分から午後4時20分まで

2 場 所

千葉市文化センター5階セミナー室

3 出席者

委 員：葉山委員長、菊地副委員長、
井上委員、中井委員、齋藤委員、松田委員、高橋委員、八田委員、
酒井委員、本間委員（10名）

事務局：環境生活部 江利角次長、熱田環境対策監
環境政策課 青柳課長、田中副課長、高橋班長、丸山主査、
今川副主査、岩城副主査

傍聴人：8名

4 議 題

- (1) (仮称)千葉県いすみ市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）
- (2) 大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3-2）嵩上げ）に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (3) その他

5 結果概要

- (1) (仮称)千葉県いすみ市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (2) 大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3-2）嵩上げ）に係る環境影響評価方法書について（審議）
事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (3) その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1-1 (仮称) 千葉県いすみ市沖における洋上風力発電事業に係る環境影響評価 手続の状況等について (三菱商事洋上風力株式会社)
- 資料 1-2 (仮称) 千葉県いすみ市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 (三菱商事洋上風力株式会社) 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 1-3 委員会後の追加意見に対する説明資料
- 資料 1-4 (仮称) 千葉県いすみ市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境 配慮書に対する意見 (論点整理) (三菱商事洋上風力株式会社)
- 資料 1-5 (仮称) 千葉県いすみ市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境 配慮書に対する意見 (答申案) (三菱商事洋上風力株式会社)
- 参考 1-1 風力発電施設から発生する騒音に関する指針について (平成 29 年 5 月 26 日環境省)
- 参考 1-2 市町長意見の提出状況 (三菱商事洋上風力株式会社) [(仮称) 千葉県いすみ市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書]
- 参考 1-3 (仮称) 千葉県いすみ市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境 配慮書に対する意見 (答申案) (三菱商事洋上風力株式会社) 【見え消し】
- 参考 1-4 いすみ市沖における先行事例の配慮書との比較表
- 資料 2-1 大塚山処分場増設事業 (第四処分場建設及び第三処分場 (3-2) 嵩上げ) に 係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2-2 論点整理に向けた検討事項 [大塚山処分場増設事業 (第四処分場建設及び第三処分場 (3-2) 嵩上げ) に係る環境影響評価方法書]
- 資料 2-3 大塚山処分場増設事業 (第四処分場建設及び第三処分場 (3-2) 嵩上げ) に 係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 参 考 2 大塚山処分場増設事業 (第四処分場建設及び第三処分場 (3-2) 嵩上げ) に 係る環境影響評価方法書 説明資料

別紙 審議等の詳細

議題（１）（仮称）千葉県いすみ市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 について（答申案審議）

○事務局より資料１－１～１－５について説明。

（委員）

資料１－３ ２（２）において、定格出力と苦情を寄せている最短距離には比例関係はないと記載されているが、相関係数や決定係数を求めると相関がでてくると思われる。比例関係にはないと断言するのは言い過ぎではないか。

（事務局）

本資料は、環境省の資料を抜き出して記載したものであり、県の見解ではない。

（委員）

どうして最短距離が問題になるのか。最遠距離が問題になるのではないか。

（事務局）

環境省の資料では、最短距離のみ記載されている。委員の指摘のとおり苦情はこれ以上の距離でも発生する。

（委員）

騒音の話が前回から出ているが、論点整理の騒音の記載については、配慮書段階においては、最大限記載されていると感じている。理由の一つは、風力発電機の実際の諸元が明確になっていない中で、その騒音がどの程度出るのが全くわからない状況で考えなければならないからである。一般論として、環境施策の蓄積から策定された環境省の指針を参照にしながらと言ったところが記載としては限界であると思う。

(委員)

委員と同様に、事務局案に賛成である。また、先ほどの環境省の資料の図3の見解として、図は定格出力と距離の関係を示しているが、距離については苦情を寄せてきた人の話から整理したものであるため、心理的な要因がかなり絡んでおり、物理量が指標となっているものではない。資料については、これでよいと思う。

(委員)

環境省の風車騒音に関する指針は、洋上も考えているものなのか。指針を読む限り陸上を想定しているように思える。書きぶりが「参照すること」なのでよいとは思いますがどうか。

(事務局)

風車騒音に関する検討は、環境省で平成20年頃から行われており、当時稼働している陸上風力をメインにして検討を行っていると思われる。

(委員)

陸上の風力発電から始まって、検討を進めてきた流れがあるので、委員の指摘のとおりだと思う。海外では、洋上風力の騒音の特性と陸上の騒音の特性を比較した先行研究などがあったと思うが、把握しているか。

(委員)

風車騒音というよりは、低周波音も含めたものだが、諸外国の規制を調べたものはある。記載内容については、検討時期は陸上をターゲットにされているとは思いますが、現在のところ、風車騒音に関する唯一の指針であり、せめてこの指針を記載しないと、何でも素通りされてしまう。指針には、風車騒音の健康影響の知見なども含まれているため、記載した方がよいと思う。

(委員)

指針では、残留騒音に対してプラス5デシベルと記載されており、具体的な指針となっ

ていると思う。環境が違うところで事業者に指導してよいのか。人の感じ方は異なるのに絶対値として5デシベルを参照していることが腑に落ちない。

(委員)

アセスの手續上、既に答申したものが6件あり、先行事例との兼ね合いもある。事務局でご検討いただきたい。

(事務局)

先行事例との整合性を考えて、資料1－4の意見で求めている内容や趣旨は変更していない。考慮の材料として、指針を加えたもので、これまでの整合と合うように検討した。指針については、風力発電の騒音についての唯一の指針であり、指針値は守れというものではなく、あくまでも参照にしてもらおうという表現にとどめており、採用の有無の最終的な判断は事業者になるように配慮している。

また、指針の6ページの6. 指針の見直しに、本指針については、設定の際に際しての基礎資料を適宜再評価することにより、必要に応じて改定するとある。洋上風力の知見が集まった段階で見直しされる可能性もある。そういった状況を含めて、最新の風車騒音に関しての指針を参照するよう記載したいと考えている。

(委員)

参照する場合に事業者が何を前提に考えるべきなのかを記載する必要がある。今の文言のみでよいか。

(委員)

事業者側が都合よく解釈するのではないかという危惧がある。制度としてはきちんと作られているが、運用する側の解釈によって、都合よく解釈されることもあるのでそこは注意すべきであると思う。例えば、陸上風力発電施設から発生する騒音問題を未然に防止するなど、誤解のないような表現にすべきと思う。

(事務局)

背景データからは、陸上風力をバックデータとしているとは思われるが、陸上風力に対する指針とは明確に記載されていない。正確な指針の趣旨を踏まえて、指導意見としてまとめたい。

(委員)

非常に難しいところだと思うが、先ほど指針は、随時見直しされるとのことだったが、今後これから洋上風力のデータが集まってくると、指針が改定されるものなのか、それとも洋上と陸上を分けて、指針が出てくるものなのか。

(事務局)

現時点でそういった動きがあるというのは把握していない。

(委員)

指針を参考資料として提示する意図であれば、今回の修正箇所の青字の部分が前段にあると、絶対に指針を参照しないといけない、逆に言えば、これを参照しておけばよいというように悪く解釈されることもある。そのため、青の部分は後ろに追加する形がよいのではないか。例えば、「その際には、風車指針も参照にすること」などの記載にするほうがトーンダウンしたように聞こえるがいかがか。

(事務局)

そのようにまとめる。

(委員)

これに追加して、現状は陸上をベースにしたものしかない、風車騒音に関する唯一の指針であるという表現を追加した方がよいと感じた。

(事務局)

表現を整理し、委員に共有する。

(委員) 低炭素の国産エネルギー源の活用によるエネルギー自給率向上に資すると記載されているが、洋上風力がどうしてこれに資するのかがわからない。トータル的にはそうかもしれないが、洋上風力とは関係ない気もする。どういう風に読み解けばよいのか。

(事務局)

修正箇所は、配慮書の目的に記載されている文言を抜粋して記載している。考え方については改めて事業者を確認した上で、回答する。

(委員)

地形地質について、答申案では表層地盤、論点整理では地盤と表現されている。表層地質という言葉はあるが、表層地盤という言葉はないので、「表層」はとってもらいたい。また、調査の前に、地盤の情報が十分に得られるよう「詳細な地質」又は「地質」という言葉を入れてもらいたい。

(事務局)

「表層」は削除する。調査の箇所は、御意見を踏まえ、「地質調査」とする。

(委員)

風車を立てるに当たって、基盤の調査は、生き物の配慮以上に実施すると思うが、基盤の調査で得られた情報を生態系に活かしてもらいたい。今までそのような言い方はしていなかったと思うが、そういう言い方ができるとよいと思う。

(委員)

重要な地形地質ではないから地形地質を選定しないという事業者もいるが、生物に影響があるという話もある。調査をしない限り、生物への影響や原因とかも含めてわからない。銚子の沖合では、岩盤の硬さを調べるため、ボーリング調査を行う船が来て、実施している。

(委員)

建設計画を立てる際に、環境への配慮というよりは、得られた地盤地質の情報を活用して、生き物にも配慮してもらいたい。文章にしないまでも、口頭で事業者に指導してもらいたい。

(委員)

事業計画の(2)複数案の絞り込みでは、地形及び地質について整理することが書かれているが、意見を膨らませるということか。

(委員)

基礎構造及び配置とすることで、言いたいことは表現できている。

(事務局)

不確実性の高い事業というところで議論があるかと思うが、答申案の1ページの前文の中で、環境に最大限配慮した事業計画を策定するとともに、環境影響評価を適切に実施する必要があると記載されており、そういった内容が包含されるように考えている。また、個別的話では、2ページの(1)全般的事項で、複数の環境影響評価項目での最良な措置の検討に関しても言及している。これはトレードオフの関係を想定しているが、別の項目が別の項目に影響するといったところについても触れている。答申案としてはこれ以上書きづらいが、事業者に伝えたいと考えている。

(委員)

複数案の絞り込みで、配置を外して基礎構造のみ記載されているが、それでよいのか。

(事務局)

配置については見ていないわけではなく、配置をないがしろにしているというわけではない。

(委員)

素直に読むと、基礎構造が得出しされており、配置を考慮しなくてよいと読める。

(事務局)

実際に配置が変わることで、影響は変わるが、基礎構造は、複数案として配慮書で提示されており、改変面積が特に大きいものを踏まえた記載であり、現時点で提示されているものを記載している。地形地質については、銚子沖の方法書で意見を詳しく述べている。具体的には、「地形地質は、海域生態系の基盤となるものである。風力発電設備の設置により海底が改変されることから、環境影響評価項目として選定すること。また、事業区域内の海底の状況について、日本海事協会によるウィンドファーム認証を取得するための物理探査の結果を活用して明らかにするとともに、海底の表層地盤の状況ごとに改変の程度を示し、評価を実施すること」を銚子市沖の方法書では意見している。配慮書の段階では、ここまで踏み込まずに、このような表現としている。

(委員)

複数案は事業者が提出した図書に沿った意見であるということはわかるが、事業の進むタイミングでは、方法書で配置計画が具体的な話になっている。方法書まで待ってもよいかどうかを考えたほうがよいと思う。事業者が提出した複数案に限定せざるを得ないというのはどういうことか。

(委員)

事業者のスタンスを整理すると、銚子沖もそうだが、配慮書を出している段階で、地形地質は項目には選定していない。1社は器械根があることはわかっているが、他事業者は重要な地形地質は存在しないと整理している。洋上風力は特殊な案件で、発電施設の諸元も決まっておらず、地形地質などのバックグラウンドデータが掴めていない。生態系サイドというよりは、風力発電機が倒壊しないための技術的な深度と地盤の固さを確認した上で施工することが必要となる。また、アセスメント制度にも完全ではない部分があり、配慮書段階で今言えるところは、ここまでだと思う。

(事務局)

補足だが、複数案の絞り込みについては、工事の実施に限定しており、基礎構造の種類によっては、杭を打ち込んだり、改変面積が大きいなど、基礎構造の選択によって大きく変わる。規模や配置についても、評価項目ごとに環境影響の重大性の程度を整理することについて意見している。

(委員)

「基礎構造については」を「基礎構造及び配置については」に修正してはどうか。

(事務局)

配置によって工事影響が変わるのが想定しにくいため、得出ししてはいない。配置は動物など稼働後に影響があると考えられる。

(委員)

厳密には規模が確定しておらず、どういう機種を使うかもわからない中で、なるべく安全策としている。わからない中でどう評価するか、先行事例との兼ね合いでどこまで意見するのが悩ましい。

(委員)

今配慮書が出ているが、今回の答申は、事業者が方法書を作成する上で、ここに配慮してくださいというものである。複数案を出せるのは方法書までと理解している。配慮書段階で配置の複数案についての意見を述べないと、方法書の時には配置の複数案の絞り込みの検討をしなくてもよいように事業者に思われる。

(事務局)

配置の考え方については、一度整理させていただき、改めてお示しする。

(事務局)

修正案は委員長、副委員長に確認後、他委員に共有する。

議題（２）大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（３－２）嵩上げ）に係る環境影響評価方法書について（審議）

○事務局より資料２－１及び資料２－２について説明。

○事業者（大平興産株式会社）より資料２－３について説明。

（委員）

この前も伺ったが、例えば、方法書P.2-9の表について、この事業はいつ終了するのかということ、埋立が終わった時なのか。そうだとすれば、次のページP.2-10にあるように、第三処分場（３－２）で1.8年、第四処分場で9年、この段階で事業は終了することか。また、違う法律がどの段階で関係してくるのか。環境監視計画と事後調査との関係について、もう一度説明願いたい。

（事業者）

埋立てが第四処分場だと9年を予定しているが、事業としては、これで終わらない。埋める廃棄物から浸出水がずっと出ているので、その処理を続ける必要がある。

そのため、処分場が廃止できるまでの期間の間ずっと浸出水は処理して放流している状態なので、埋立てが終わった後、その先20年なのか30年になるのかっていうところは、予想がつかないが、その間、事業を継続していくということになる。

今回、処分場の設置に関しては、廃棄物処理法の枠の中で、設置の許可等をいただく形になるので、施設の構造や運用等に関しては、その法律の規制がある。それに応じた形で、方法書P.2-57 ページに示した監視計画を行っていく。これはあくまでも廃棄物処理法上の調査項目、調査頻度を示したもの。

今回の環境影響評価の中では、工事による、例えば処分場を造成する際の濁水の影響や共用時の水質の影響ということで、浸水量が最大となる時期で、河川の水質がどうなるか影響の予測をしていくことになる。その後、事後調査においては、その影響が本当にその通りか、それをちゃんと抑えられているのか超過していないか、その事後調査の中で当然扱っていく。

(委員)

その事後調査はいつからになるのか。

(事業者)

第三処分場（3-2）の嵩上げの工事が始まった時点から事後調査という形になると理解している。アセスの条例に関して説明すると、環境影響評価書の手続で一旦、区切りはつくが、その後すぐ事後調査に入る。今回予測の対象としているのが、浸出水の処理を行う期間となっているので、処分場の廃止がされるまでの期間、条例が適用されると我々は理解している。

(委員)

悪臭の予測調査について、この質問（資料2-3の No. 44）に対して、4地点を同時に調査して、その結果から予測をすると書かれているが、実際には具体的にどのような形で、第三処分場の時の調査と同じような予測をされるのか。

(事業者)

手元に第三処分場の時の評価書がないので、悪臭の予測をどのように行ったのか説明はできない。今回の悪臭の予測については、地形的なところもあって、例えばブルーム式のような拡散式に使用する状況にはないと理解している。臭気の発生原因になるところ、例えば浸出水処理施設や埋立地のガス抜き管があるので、そこを発生元と見立てて、そこから一定程度風下側になる地点で、臭気の濃度を測定して、それで距離の減衰式を作って予測をしようというもの。線形の予測になるので、確からしさがどうかと言われるとちょっと心もとないところはあるが、このような形で予測していきたいと考えている。

(委員)

方法書のP. 3-88で、平成21年や平成24年に調査が行われているが、この時は第三処分場（3-2）で測定していて、今回も同じ場所のようだが、既に第三処分場（3-2）はキャッピングされているので、状況が違ってくるのではないかと。

(事業者)

方法書P.3-88 ページで示しているものは、第三処分場(3-3)を作る際の生活環境影響調査の結果で、第三処分場(3-3)ができる前の第三処分場(3-2)の埋立地の際のところで測定しているデータである。この後、現状は第三処分場(3-3)を供用しており、ここはキャッピングしていないが、第三処分場(3-2)については、一部キャッピングしているというような状況。

(委員)

そうすると、第三処分場(3-3)で、発生源の測定を行うということか。

(事業者)

今回の調査地点は第三処分場(3-3)と浸出水処理施設になる。

(委員)

敷地境界まで行くまでにいろいろな臭気が混ざってくるということか。

(事業者)

第三処分場(3-3)だけではなくて、第二処分場もある。第一処分場にも当然ガス抜き管がある。

また、予測する時に例えばプルーム式であれば、煙源を立てることになる。今回の場合、ガス抜き管だけを煙源と見立てていいのかというと、埋立地そのものからも出てくるところがあるので、そういうことを考えるとかなり予測は難しいということがある。

一番臭気の強い煙源の地点と、そこから風下側に移った地点での濃度の変化をみていくことで推測ができると、このような予測の手法を取らせていただいた。

(委員)

ガス抜き管の数も相当な数あるだろうから、臭気の分布図を作成することは考えていないのか。

(事業者)

今、埋め立てている処分場の中で、ガスが出てくる管と出てこない管があり、事業者としては、どの管からガスが出てきているのかということ把握している。それを濃度の分布図のような形で示せるかは工夫してみないとわからないところ。準備書においては、そのような資料を提供できるよう努めたい。

(委員)

方法書P. 6-91 の評価の手法において、前回の報告書の結果を参考とすると書いてある。この点が、他の状況とは違っており、割と直近に丁寧に調べて検討したという前提があるのだから、それを踏まえて行っていただきたい。資料2-3の事業者の見解では調査をしたということが書かれていて、環境保全措置に盛り込むと説明されている。もう少し全体的なこと、自然環境の総体をどのように把握して、評価されたのか。この地域は、房総丘陵の一角にあって、割と典型的な植生の様子が読み取れる。前回の報告書にはもっと詳しいことが書いてあるのだろうと思われるが、それを読み取ることで、この場所の希少性等がある程度わかると思う。詳しい情報を持っているので、それを踏まえて、今後の調査や評価を行っていただきたい。

また、前回のアセス時に見つかった希少種の移植先がどこだったのか、もしかしたら今回の処分場の計画地の中であったのではないかと聞いたことが、まるでわからない。

このようなことを踏まえた上で、今回重ねるように第四処分場を作ったとしても、前回の計画と整合しているということをはっきりと示していただければ良いと思う。

(事業者)

方法書P. 3-134 に過年度の調査結果の概要を記載している。その結果を踏まえた上で、環境保全措置をどうするかといった点については、今回、追加の回答の中で示したとおり、移植をしたが、鹿やイノシシの食害がひどく、例えば第四処分場の計画地域では、表層の土壌が薄いところをさらに踏み荒らし等でほぼなくなっているところがある。そうした場合、重要種が第四処分場で確認された時にどこに移植するか、移植地自体を守るとすると、例えば電気柵を入れる等考えていかなければいけない。方法書ではうまく示せていないが、準備書で具体的に示していきたいと考えている。

(委員)

前回の植物の移植先として、今回のその対象の計画地の中に移植したということはないか。

(事業者)

植物の移植地として第四処分場を移植地に選定したという箇所はない。

(委員)

前回の保全措置が担保される理由として、今回の第四処分場に相当するところに良好な自然がそのまま残されているからという論理にはなっていないか。

(事業者)

手元に第三処分場の評価書がないため、確認して次回までに回答する。

(委員)

それと関連して、この計画地の区域の中で、今後また第四処分場の次に、第五、第六と開発される計画はあるか、あり得るか。

(事業者)

現行では、第四処分場の計画までしかなく、それ以降はノープランという状況。

(委員)

事業者としては、将来的には次を開発していくということがある中で、環境保全措置の考え方として、例えば、この区域の中にまだこういった自然が残されるので大丈夫とはされてないか、そういう理屈にしてないか確認してほしい。

(事業者)

その点を踏まえて、第三処分場のアセスの内容を確認する。

防災調整地に関しては、第三処分場のアセス時に、魚類の移設を行っており、今回の計画で容量を拡張するので、生息場所自体は手をつけることになるが、十分配慮しながらやっていくという考え方である。

(委員)

この場所の特殊性を広域的にとらえて、その外側の自然も含めて評価したらいいのではないか。そういう観点、視点というのも大切にしてほしい。そこをあいまいにしたままだと、外側の調査をどんどんやる話になるので、最初から何とか考えていただいた方がいいのかと思う。

(事業者)

参考にさせていただく。

(委員)

一種の重畳効果だと思うが、どこをベースに環境保護を考えるか。2回3回と続くに従って減少した部分をベースにしてまた保全、保全となっていくのか。最初からこの地域でのどういった保全策を作るのか最初に決めた上でやらないと、知らないうちにある種がいなくなるということも起こり得るのではないのかなと思う。

前回の移植に関しても、植物、動物とも行われたと思うが、それに関する結果も踏まえて、今回どのような移植をするのか、今後の計画がないとはいえ、もしかしたらある可能性も含めて、移植場所の選定を考えていただきたいと思う。

(委員)

方法書 P. 5-2 の環境影響評価項目の選定の大気の部分で、工事の実施に加えて供用でも、SPM、粉じんが対象とされていて、埋立事業そのもの、もしくは覆土や発生土置き場も全部粉じんの影響評価の対象になるものと理解していたが、方法書 P. 6-5 の現地調査や予測の手法のうち、供用時にはばい煙や粉じんの発生は埋め立て機械の稼働のみとなっているように読める。これは埋立地そのものは、散水するから粉じんは発生しない、発生土置き場に関してはシートをかけるから発生しないという認識で、対象にされていないのか。

(事業者)

方法書 P. 5-2 の環境要素、活動要素の区分のばい煙または粉じんの発生については、埋立重機の稼働もあるし、当然ながら、粉じんの発生源となる埋立地そのものがあるので、これらも発生源として全部予測をしていくという考え。

方法書 P. 6-9 ページの影響要因として、供用時はばい煙または粉じんの発生ということになり、その中の予測項目として降下ばいじんを選定している。道路環境影響評価の技術手法に示された降下ばいじんの予測の手法があるので、埋立地等を対象にして、そこを発生源と見立てて、この手法を使いながら予測を行っていく計画である。

(委員)

これは道路環境影響評価なので、建設機械の走行のことではないかと思った。実際には埋立機械の車両の走行に加えて、埋立て行為そのものについても、粉じん、ばいじんの発生源として評価するということがよいか。

(事業者)

道路環境影響評価の技術手法については、施工時を対象として、いわゆる道路の施工時の切土や盛土を対象とし、その時に発生する降下ばいじん量を予測するための手法である。そのため、重機による掘削等の状況を設定しての予測の仕方が、この中に書かれていて、それを援用して、埋立ての中でも、発生源として見込んで予測するという考え。

(委員)

発生土置き場は前回の説明でシートが覆われているということであったが、当然そこから土を持って行く時にはシートを外して運搬していくことになるので、そこについては評価されないのか。

(事業者)

御指摘の点については、見込んでいます。

(委員)

前回説明いただいた際に、第二処分場の塩化物イオン濃度の上昇の話があった。これに対応されたということだが、第四処分場を計画するに当たり、土地を改変することになると思うが、地形的には第四処分場の方が上部になる。この第二処分場の保有水の問題や今回の計画に対して、モニタリングを含めた切り分けがちゃんとできる施工計画になっているのか。

第二処分場の対策に対して、今回の開発の計画による影響がないかを教えて欲しい。

(事業者)

方法書に別添の資料を添付していて、このうち、第二処分場とそれから第四処分場の位置関係については、別添の P. 27 及び P. 28 に図面を載せている。別添 P. 27 が平面的なもので、その断面を切ったものが P. 28 になる。処分場の基盤となる地層の層序等を示したもので、問題となっている第二処分場については、黄和田層のうちの Kd38 と呼ばれているところから保有水の漏えいが起きていることをこの図で示している。

基盤の黄和田層については、第二、第三処分場の基盤の層だが、第四処分場に関しては安野層という岩盤層が基盤になっていて、地質的には別のものと事業者側でも考えてはいるところ。ただ、この第二から第三、第四処分場と場所的に非常に近い、近接した場所であるので、本当に地下水の流れが、地層の流れと同じような形できちんと分けられるのかといったところに関しては検討が必要であろうと指摘等はいいただいているところなので、その辺りに関しては、準備書の中で十分検討した上で回答をしたいと考えている。

(委員)

方法書 P. 2-9 にある工程表によると、埋立ては現状約 9 年想定で供用するということだが、そもそもこの廃棄物処分場全体は、最終的には、環境復元をするのか、或いは、さらに何かの開発をする予定であるといった将来構想があるのか。

(事業者)

処分場の事業の許可を取得するに当たって、廃棄物処理法だけでなく、森林法に基づく林地開発の許可も取得する必要がある、その中で、基本的には最終的に森林に復するとい

う考え方のもと、許可をいただいているので、植樹等をして元に戻していくというような考え方が基本である。

(委員)

他はいかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、時間になったので、意見が出尽くしたということで、事業者の皆様、退出をお願いいたします。本日はありがとうございました。

事務局は、本日の結果を踏まえて、次回の審議に向けて、論点を整理していただきたい。